

令和8年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務

2 趣旨

本事業は、「冬季期間の観光需要の落ち込み」、「滞在期間の延長」、「消費額増加」の3つの観点を特に意識し、人口が集中する大都市を中心とした国内へ観光情報等の発信を図るもの。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、プロモーション事業の運営等に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 事業の企画運営

国内在住の20代～40代男女（新規及びリピーター）をメインターゲットとし、本市における「冬季の観光誘客」、「滞在期間の延長」、「消費額増加」に資するようなプロモーションを企画運営すること。

(2) プロモーションの企画運営

ア 松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」、松本市観光周遊アプリ「On The Trip～松本城とまち歩き～」を活用した冬季プロモーションを企画運営すること

イ 冬山、温泉、市内の二次交通（バスなど）の利用促進を図るプロモーションを企画運営すること。

ウ 滞在期間の延長に資する魅力的な冬のモデルコースを4コース以上企画運営すること。モデルコース作成にあたっては以下の現地研修を実施すること

(ア) 地元事業者への募集をすること

(イ) 市街地と山を繋ぐモデルコースを想定するため、バス等で事業者をエリア間移動させる手段を確保すること。

(ウ) 市街地、山それぞれで案内人を付ける場合、その手配をすること。

エ ランディングページを制作する場合は、ランディングページ内に、別サイトへのリンクバナーや委託者が指示する観光情報についても記載すること。なお、ランディングページは、松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」のサブドメインを使用し、制作する際は当該サイトの受託事業者と調整等を行うこと。

オ 冬季誘客をターゲットとした松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」内特集記事を4件以上掲載すること

(3) 効果測定及び報告

ア 当該業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、事業終了後の報告書において結果を示すこと。また、結果について分析し、次年度以降のプロモーションについて助言をすること。

(4) 共通項目

ア 円滑な事業実施のため、定期的に打合せを実施し、その会議内容について毎回記録をとり、1週間以内に会議録を提出すること。

イ 本事業で作成する静止画や動画等制作物の著作権、所有権及び利用権は原則松本市に帰属し、本市が無償かつ条件の制限なく利用可能なものとする。

また、コンテンツリストを作成し、本事業終了後も利用可能なものとする。

ウ 本プロモーションの問い合わせの対応等必要な事務局機能を担うこと。

5 業務報告書の提出

(1) 受託者は月1回の月次報告に加えて、委託者の指示により広告の成果等の実績を求められた場合には速やかに提出すること。

(2) 業務終了後は、業務報告書を提出すること。なお、紙での納品のほかに、電子データも納品すること。

(3) 最終報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

7 その他

(1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。

(2) 受託者は、松本市の個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人の漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(3) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

(4) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。

(7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

松本市文化観光部観光ブランド課 担当者 飯瀨

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。